

## 改定人権推進指針骨子（案）

### ◇ 改定の基本的考え方

#### 1 現行「指針」の構成や内容は、基本的に継承する。

- 人権に関する取組を進めるための基本理念や施策推進の方向性等を示したものであり、取組の継続性を維持することが必要
- 人権に関する法律や諸制度の整備、関連分野の基本計画策定などに対応し、平成19年に「分野別施策の推進」を改定
- 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(H14.3策定)の考え方と整合

#### 2 これまでの取組等を踏まえた課題や新たな人権課題にも対応するとともに、県民により分かりやすい指針とする。

- これまでの取組及び県民意識調査結果(H20)を踏まえた主な課題
  - ・学校における人権教育の充実や県民等の自主的な取組への支援
  - ・県民の利用しやすい相談・支援体制の充実
  - ・国、県、市町の連携強化による推進体制の充実
- 新たな人権課題
  - ・「犯罪被害者と家族」、「インターネットによる人権侵害」等
- 県民により分かりやすい指針
  - ・キーワードの見直し等

## 第1 指針の趣旨と性格

アンダーライン：主な見直し箇所

### 1 指針の趣旨

「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、人権尊重を踏まえた行政を推進するため、平成14年(2002年)3月、指針を策定

### 2 指針の性格

総合的な人権施策推進の方向性や個別の方策等を示す基本指針

- (1) 県：指針に基づき、県民の人権を尊重した行政と人権諸施策を推進
- (2) 市町：指針を踏まえ、地域住民に密着した積極的な取組を期待
- (3) 県民、民間団体、企業等：指針を踏まえ、自主的な取組を期待

※ 指針の期間は設けないが、人権を取り巻く我が国の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて改定する。

## 第2 人権をめぐる状況と課題

### 1 国連の取組

- ・昭和23年(1948年)、「世界人権宣言」の採択
- ・世界人権宣言を実効あるものとするために、人権に関する国際諸条約の採択や各種の宣言及び国際年の設定

- 2 国内の動向 ※平成14年以降の取組を追加
- ・平成14年(2002年)、「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定
  - ・個別の人権関連法の整備  
「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」等の制定や「児童虐待防止法」、「DV防止法」等の改正

- 3 本県の取組 ※平成12年以降の取組を追加
- ・平成12年(2000年) 「山口県人権施策推進連絡会議」を設置  
「山口県人権施策推進協議会」を設置
  - ・平成14年(2002年) 「山口県人権推進指針」を策定
  - ・平成18年(2006年) 「山口県人権施策推進審議会」を設置
  - ・平成19年(2007年) 指針の「分野別施策の推進」を改定
  - ・平成20年(2008年) 「人権に関する県民意識調査」を実施
  - ・各分野において、計画やプランを策定し実行

#### 4 人権課題等の状況

##### (1) 概況

子ども、高齢者、障害者などの問題に関わるさまざまな人権課題が存在し、社会変化等に伴い、新たな課題も顕在化

##### (2) 家庭、地域、職場、学校等における課題

###### ア 家庭

家庭内での虐待や暴力など

###### イ 地域

ノーマライゼーションの考え方に基づく環境整備など

###### ウ 職場

障害者の法定雇用率の達成、男女間の処遇の格差、セクハラなど

###### エ 学校

いじめや体罰の問題、人権教育の推進体制の充実など

###### オ 施設等

入居者や利用者に対する虐待など

### 第3 指針の基本理念、キーワード

#### 1 基本理念

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権等に関わる様々な人権課題が幅広く存在しています。

この指針においては、すべての県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかげがえのない尊い生命(いのち)の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

#### 2 キーワード

基本理念に基づいたさまざまな取組を進めるため、「じゆう(自由)」、「びょうどう(平等)」、「いのち(生命)」をキーワードとして諸施策を推進し、人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現をめざします。

## 第4 施策の推進

### 1 人権を尊重した行政の推進

- (1) 県民の人権を尊重するという視点に基づく行政の推進
- (2) 人権に配慮した各種取組の推進
- (3) 職員研修の充実、保健・医療・福祉職員等に対する人権研修の充実

### 2 人権教育及び人権啓発の推進

#### (1) 人権教育の推進 ※人権教育推進資料（新訂版）に沿った記述に整理

- 日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、基本的人権が尊重されるよう推進
- 県民一人ひとりが基本的人権の意義や人権尊重の理念に対する認識を深めるとともに、基本的人権尊重の様々な視点を身につけることができるような教育の推進
- 個別の人権課題についても基本的人権尊重の視点から理解を深め、学校や地域社会の実情に即した取組を推進

#### ア 学校における取組

- ① 実効性のある校内推進体制や全体計画等の整備・充実、学校と関係機関との連携の推進
- ② 教職員の多様な研修機会の設定、指導資料の整備・充実
- ③ 安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくり、互いの意見を尊重する集団づくりの推進

#### イ 地域社会における取組

- ① 社会教育関係団体等の相互の連携に基づく、地域社会の自主的な取組の促進
- ② 多様な学習機会の提供、自主的な取組の中核となる指導者の養成

#### ウ 家庭教育への支援

- ① 保護者の学習機会の充実や情報提供の促進
- ② 支援体制の整備・充実

#### (2) 人権啓発の推進

##### ア 基本的人権を尊重するという普遍的視点からの啓発活動を推進

- ① さまざまな人権問題の啓発とあわせ総合的な啓発活動を計画的に推進
- ② テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどによる広報や啓発イベントの開催など、全県を対象とした人権啓発活動の推進
- ③ 「世界人権宣言」や「子どもの権利条約」など人権に関する国際諸条約の理念や内容の普及啓発を推進

##### イ 指針の活用の促進、市町における実践力のある啓発指導者の養成、啓発情報の提供による県民の自主的な人権学習の取組の促進

##### ウ 啓発内容や効果的な啓発手法の検討をしながら人権啓発を推進

### 3 相談・支援体制の充実

#### (1) 相談体制の充実

- ア 各相談機関の業務について相談機関相互が理解し、連携を強化  
県及び市町の人権に関する相談窓口における適切な対応
- イ さまざまな広報媒体を通じた相談機関等に関する情報提供の推進
- ウ 社会福祉施設等利用者に対する相談機能の充実
- エ 相談員に対する研修の充実

#### (2) 相談者等への支援の推進

- ア 相談機関と関係機関との連携強化による支援体制の充実
- イ 人権救済制度創設に向けた国の動向を注視し、新たな人権救済機関との連携のあり方などについて検討

### 4 分野別施策の推進 ※後掲

## 第5 推進体制

### 1 それぞれの取組

#### (1) 県民

お互いを認め合う人権感覚を培うことやさまざまな人権問題を正しく理解するための自主的な取組

#### (2) 地域社会

さまざまな人権問題を地域で学び合うための活動などの自主的な取組

#### (3) 民間団体等

人権に関する啓発活動や相談活動などの自主的な取組

#### (4) 企業

企業内における人権尊重の確保と自主的・計画的な啓発活動の推進

#### (5) 市町

- ・地域に密着した人権教育・人権啓発活動の実施と自主的な取組への支援
- ・市民や町民の意見を反映するための推進組織等の設置

#### (6) 県

- ・国や市町等と連携した人権教育・人権啓発活動の推進
- ・市町や民間団体等の自主的な取組への支援
- ・「山口県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を主要な啓発推進組織として位置づけ

(注) ▶ 「山口県人権啓発活動ネットワーク協議会」

山口地方法務局、県、山口県人権擁護委員連合会で構成する人権啓発推進組織。

▶ 「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」

県内を5ブロック(岩国・周南・山口・宇部・下関)に分けて設置されている山口地方法務局支局、市町及び人権擁護委員協議会で構成する人権啓発推進組織。

### 2 推進体制

#### (1) 県の取組体制

- ア 「山口県人権施策推進審議会」の意見を聴きながら、人権に係る施策を総合的に推進

- イ 庁内関係課(室)で構成する「山口県人権施策推進連絡会議」により、  
人権に係る諸施策を円滑に推進
- (2) 自主的な取組への支援  
県民等の自主的な取組を支援するための条件整備の取組を推進
- (3) 民間団体、企業、行政の連携・協力  
人権が尊重される地域づくりに関連する活動に取り組んでいる民間団体や企業、行政が相互に連携し、協力した取組を推進

### 分野別施策の推進

- (1) **男女共同参画に関する問題**
- ①男女の人権の尊重
  - ②社会における制度や慣行の見直し、意識の改革
  - ③施策等の立案及び決定への共同参画の促進
  - ④働く場における男女共同参画の推進 など
- (2) **子どもの問題**
- ①子どもの立場の尊重
  - ②子どもを守る地域ネットワークの機能強化
  - ③相談・支援体制の充実
- (3) **高齢者問題**
- ①介護サービスの充実
  - ②介護予防・地域ケアの推進
  - ③生涯現役社会づくりの推進
  - ④世代間の相互理解と交流の促進
- (4) **障害者問題**
- ①地域での自立に向けたサービスの充実
  - ②就労・自立・社会参加の促進
  - ③安心して暮らせる地域づくり
  - ④多様な障害への支援
- (5) **同和問題**
- ①これまでの同和教育の取組の成果と手法への評価を踏まえ、基本的  
人権を尊重していくための教育の推進
  - ②同和問題に対する正しい理解と認識を深め、主体的に取り組むこと  
ができるよう、人権尊重の視点に立った啓発の推進
- (6) **外国人問題**
- ①異文化理解のための啓発活動の充実
  - ②外国人への生活相談に係る斡旋や支援活動の充実
  - ③児童生徒の国際理解教育及び外国人児童生徒の教育の充実
- (7) **感染症患者の問題**
- ①H I V感染者・患者等に対する偏見や差別の解消に努めるための正しい知  
識の普及啓発の推進等
  - ②O 1 5 7など感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進

- (8) ハンセン病問題  
ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や福祉対策等の推進
- (9) 環境問題  
循環型社会づくりや地球温暖化対策等の推進
- (10) 罪や非行を犯した人の問題  
社会復帰に資するための啓発活動の推進
- (11) 犯罪被害者と家族の問題  
①啓発活動の推進  
②相談体制の整備・充実  
③精神的・経済的支援
- (12) インターネットにおける問題  
①相談体制の充実  
②啓発活動の推進  
③情報モラル教育の推進
- (13) 拉致問題  
啓発活動の推進
- (14) 性同一性障害者の問題  
性同一性障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発
- (15) プライバシーの保護  
個人情報保護の適正な取扱いを実施
- (16) インフォームド・コンセントの推進  
医療従事者に対する指導・要請